令和６年６月吉日

ＰＴＡ会員の皆様

小平市立小平第一中学校
ＰＴＡ会長

ＰＴＡ保険のご案内

一中ＰＴＡでは、安心・安全なＰＴＡ活動を行えるように、下記の保険に加入しています。
保険料は納入いただいたＰＴＡ会費から一括払いしています。

１，ＰＴＡ団体傷害保険のあらまし

この保険はＰＴＡが日本国内でＰＴＡ会則に基づき、総会または運営委員会で承認されたＰＴＡ主催または共催の行事に参加中、ＰＴＡの会員、児童・生徒等が被った傷害について補償します。

○保険の対象となる方（被保険者）

①保護者会員 ②教師会員 ③在籍の児童・生徒 ④ＰＴＡ会員の同居の親族 ⑤ＰＴＡ行事への参加が事前にＰＴＡより認められている者

○対象となる事故

○ＰＴＡが主催しまたは共催する行事参加中に被った傷害。

○行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上で被った傷害。

（注１） 児童・生徒が被った傷害で、「独立行政法人 日本スポーツ振興センター法」の定めるところにより給付対象となる傷害（学校管理下および通学途中等の事故）については補償されません。

（注２） 上記の傷害は、「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害であり、食中毒・日射・熱射・熱中症等による身体の障害は含まれません。

○保険金額

死亡保険金	ＰＴＡ行事参加中、ケガをされ事故の日からその日を含めて１８０日以内死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。) ２００万円をお支払いします。
後遺障害保険金	ＰＴＡ行事参加中、ケガをされ事故の日からその日を含めて１８０日以内に身体に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて２００万円の４%～１００%をお支払いします。
入院保険金	ＰＴＡ行事参加中、ケガをされ、医師の治療を必要とし入院された場合。入院日数１日につき、２，５００円を事故の日から１８０日を限度に入院実日数分お支払いします。
手術保険金	ＰＴＡ行事参加中、ケガをされ事故の日から１８０日以内に所定の手術受けられた場合、２５，０００円(入院中の手術)、１２，５００円(入院中以外の手術)をお支払いします。１事故１回の手術に限ります。
通院保険金	ＰＴＡ行事参加中、ケガをされ、医師の治療を必要とし、通院(往診を含む)された場合、事故の日から１８０日以内の通院した日数(９０日が限度)通院日数１日につき１，５００円お支払いします。
保険金をお支払しない主な場合	故意・重大な過失、けんか・自殺・犯罪行為、無免許・麻薬等・酒気帯び運転、脳疾患・疾病・心神失、地震・噴火・津波、戦争・内乱・暴動等、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの等

○保険料 ４４，６８８円（児童・生徒の家庭数４５６世帯で算出）

一世帯年間・・・９８円

２，ＰＴＡ総合賠償責任保険のあらまし

この保険はＰＴＡ活動を行っている際、ＰＴＡの役員・責任者の不注意、管理・指導ミスにより、児童・生徒、保護者、教師会員、または第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払い致します。

○保険金をお支払いする場合

①ＰＴＡ活動に伴う対人・対物の賠償責任

●ＰＴＡバザー会場の看板が落ちて、入場者に当たりケガをさせてしまった。
●ソフトボール大会中、ボールが隣家の窓に当たり、窓ガラスを割ってしまった。

②保管物に係わる賠償責任（学校やレンタル店等の第三者からお借りした物に損害を与えた場合）

●ＰＴＡ総会会場で、借りていたマイクを落とし、破損させてしまった。
●ソフトボール大会で、学校から借りていたバット折ってしまった。

○お支払い対象となる損害

①法律上の賠償責任②争訟費用③損害防止軽減費用④緊急措置費用⑤協力費用

○お支払いの対象とならない主な場合

①保険契約者または被保険者の故意
②戦争、変乱、暴動、掻じょう労働争議および地震、噴火、津波、高潮
③他人との特別の約定によって加重された賠償責任
④使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任
⑤自動車・原動機付自転車等の所有、使用または管理に起因する賠償責任
⑥被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任
⑦借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から３０日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任
⑧ＰＴＡ活動の終了後に行われたＰＴＡ活動以外の活動に起因する賠償責任

○保険金

対人賠責　１名　５，０００万円　１事故３億円
対物賠責　１事故　５００万円　免責(自己負担額) 対人対物共通 ０円
保管物賠責　期間中限度額　５００万円　１名あたり １０万円 免責１事故５，０００円

○保険料 ７，８２０円（児童・生徒数４９０名で算出）

３，施設所有（管理）者賠償責任保険【学校管理下に限ります。但し故意の場合は除く】

○保険金

	支払限度額		免責金額
	１名	１事故または１請求	１事故
対人・対物賠償	５，０００万円	１億円	０円

○保険料＝２１，６５０円（生徒・児童数４９０名で算出）

≪事故例≫ 校外学習及び修学旅行時、見学先の物やお店の物に損害を与えた。
クラブ活動での移動中や他校で、物に損害を与えた。

★ 学校の管理下において負傷の場合は、学校にお問い合わせください。
★ 被害者にも過失がある場合は過失相殺が適用になります。また、示談交渉サービスはついていません。
★ 事故があった場合、ＰＴＡ会長（koda1.pta.honbu@gmail.com）までご連絡ください。
★ ＰＴＡ保険契約先： 東京海上日動火災保険㈱